

○ 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部改正（第一条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p><b>（地方債の協議を要しない場合）</b></p> <p><b>第一条</b> 地方財政法（昭和二十三年法律第九号。以下「法」という。）第五条の三第一項ただし書（法第五条の四第六項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 市町村等（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体をいう。）が都道府県から借り入れる場合</p> <p>二 地方債の発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出をした地方債を含む。次号において同じ。）の借入額を減額する場合</p> <p>三 同意又は許可を得た地方債の発行に際して、借入先を変更する場合（<u>令</u>第七条で定める公的資金から令第十八条の二で定める公的資金以外の資金に借入先を変更する場合を除く。）、発行の方法を証券発行から証券借入れに変更し、若しくは証券借入れから証券発行に変更する場合、利率を引き下げる場合又は償還年限を短縮し、若しくは償還ペース（毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意若しくは届出又は許可において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう。以下この条において同じ。）を繰り上げる</p>	<p><b>（地方債の協議を要しない場合）</b></p> <p><b>第一条</b> 地方財政法（昭和二十三年法律第九号。以下「法」という。）第五条の三第一項ただし書（法第五条の四第六項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 市町村等（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第二条第一項第二号に掲げる地方公共団体をいう。）が都道府県から借り入れる場合</p> <p>二 地方債の発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出をした地方債を含む。次号において同じ。）の借入額を減額する場合</p> <p>三 同意又は許可を得た地方債の発行に際して、借入先を変更する場合（<u>公的資金から公的資金以外に借入先を変更する場合を除く。</u>）、発行の方法を証券発行から証券借入れに変更し、若しくは証券借入れから証券発行に変更する場合、利率を引き下げる場合又は償還年限を短縮し、若しくは償還ペース（毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意若しくは届出又は許可において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう。以下この条において同じ。）を繰り上げる</p>

場合

- 四 同意又は許可を得て発行した地方債（法第五条の第三六項の規定による届出をして発行した地方債を含む。以下この条において同じ。）（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意若しくは届出又は許可において予定された借換えを行う場合
- 五 同意又は許可を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させない場合において、利率を引き上げないで借換えを行う場合（前号の規定による借換え、令第十八条の二で定める公的資金を借り入れた地方債の借換え又は第一号の規定により起こした地方債の借換えを行う場合を除く。）
- 六 同意又は許可を得て発行した地方債について、利率を引き下げる場合
- 七 財政融資資金又は地方公共団体金融機構の資金による地方債について、利率を、財務大臣又は地方公共団体金融機構の理事長が行う貸付利率の見直しによる見直し後の利率に変更する場合（利率見直し方式が適用されている場合に限る。）
- 八 償還期限を繰り上げて償還を行う場合
- 九 同意又は許可を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させないで償還方法を変更する場合

(削る)

場合

- 四 同意又は許可を得て発行した地方債（法第五条の第三六項の規定による届出をして発行した地方債を含む。以下この条において同じ。）（あらかじめ借換えが予定されているものに限る。）について、当該同意若しくは届出又は許可において予定された借換えを行う場合
- 五 同意又は許可を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させない場合において、利率を引き上げないで借換えを行う場合（前号の規定による借換え、令第十八条の二で定める公的資金を借り入れた地方債の借換え又は第一号の規定により起こした地方債の借換えを行う場合を除く。）
- 六 同意又は許可を得て発行した地方債について、利率を引き下げる場合
- 七 財政融資資金又は地方公共団体金融機構の資金による地方債について、利率を、財務大臣又は地方公共団体金融機構の理事長が行う貸付利率の見直しによる見直し後の利率に変更する場合（利率見直し方式が適用されている場合に限る。）
- 八 償還期限を繰り上げて償還を行う場合
- 九 同意又は許可を得て発行した地方債について、償還年限を延長せず、かつ、償還ペースを遅延させないで償還方法を変更する場合

**(協議不要基準額の算定に用いる地方債)**

**第一条の二** 令第八条第四号に規定する総務省令で定める地方債は、次に掲げるものとする。

- 一 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸

付けの財源に充てるために起こす地方債

二 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源に充てるために起こす地方債（第七号に掲げるものを除く。）

三 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるために起こす地方債

四 国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるために起こす地方債

五 都道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金の減収額を埋めるために法第五条ただし書又は地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三の規定に基づき起こす地方債

六 法第三十三条の五の二の規定に基づき起こす地方債

七 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項の規定に基づき起こす地方債

八 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして総務大臣が認

める地方債

**(地方債の届出を要しない場合)**

**第十三条** 法第五条の三第六項ただし書に規定する総務省令で定める場合は

、第一条各号に掲げる場合(同条第七号に掲げる場合にあつては、令第七号各号に掲げる資金以外の資金による地方債に係る場合に限る。)とする。

**(地方債の届出を要しない場合)**

**第十三条** 法第五条の三第六項ただし書に規定する総務省令で定める場合は

、第一条第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる場合

とする。

**(市町村の廃置分合等があつた場合の令第八条第一号から第三号までに掲**

**げる額の算定方法)**

**第十四条の六** 当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する

年度中途において市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度における令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によつて二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によつて一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によつて区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上令第八条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該年度の初日の属する年の四年前の年の四

(削る)

月一日の属する年度の当該廃置分合又は境界変更前の市町村の同条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ按分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の当該年度の初日の属する年の四年前の年の四月一日の属する年度の同条第一号から第三号までに掲げる額をそれぞれ按分するものとする。

2 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度のうちにおいて市町村の廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該市町村の廃置分合等の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この項において「廃置分合等年度前までの各年度」という。）における令第八条第一号から第三号までに掲げる額の算定方法は、次に定めるところによる。

一 廃置分合によって二以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした市町村については、当該廃置分合前の各市町村の廃置分合等年度前までの各年度に係る令第八条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ合算するものとする。

二 廃置分合によって一の市町村の区域を分割した市町村又は境界変更によ

よって区域を減じた市町村については、当該廃置分合又は境界変更後の当該市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該廃置分合又は境界変更の際実質上令第八条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該廃置分合又は境界変更前の市町村の同条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

三 境界変更によって区域を増した市町村については、当該境界変更前の当該市町村の廃置分合等年度前までの各年度の令第八条第一号から第三号までに掲げる額に、当該境界変更に係る区域を基礎とする独立の市町村が廃置分合等年度前までの各年度の末日に存在していたものとみなし、当該境界変更の際実質上同条第一号から第三号までに掲げる額を分割して承継した額の割合に応ずるよう当該境界変更に係る市町村の廃置分合等年度前までの各年度の同条第一号から第三号までに掲げる額を各年度ごとにそれぞれ按分するものとする。

## 附 則

### (法第三十三条の五の三の額の算定方法)

**第一条の二** 地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- 一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収

## 附 則

### (法第三十三条の五の三の額の算定方法)

**第一条の二** 地方人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十八条により読み替えて適用される法第三十三条の五の三に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の種類に応じ、当該各号に定める額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- 一 都道府県 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額
- イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収

入額の算定基礎となった道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。

（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とする）とができる経費に係るものに限る。）の額

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった市町村民税の法人税割の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額及び利子割交付金の収入見込額から当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の減収補填のた

入額の算定基礎となった道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額から当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の収入額（利子割の収入額については地方税法

第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）の交付額を控除した額とする。）をそれぞれ控除した額（当該額が負数となるときは、零）の合算額

ロ 当該年度の道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに地方法人特別譲与税の減収補填のため当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。

（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とする）とができる経費に係るものに限る。）の額

二 市町村及び特別区 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該年度の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額の算定基礎となった市町村民税の法人税割の収入見込額に七十五分の百を乗じて得た額及び利子割交付金の収入見込額から当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の収入額をそれぞれ控除した額の合算額

ロ 当該年度の市町村民税の法人税割及び利子割交付金の減収補填のた

め当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

**（退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法）**

**第二条** 法第三十三条の五の五に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、平成十八年度から平成二十七年までの各年度にあつては第一号に掲げる額から第二号に掲げる額に百分の十二を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）とする。ただし、その額が第三号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額とする。

一 当該地方公共団体が退職手当を支給すべき職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に規定する特別職に属する職員及び公営企業の職員を除くものとし、都道府県にあつては市町村立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下この号において同じ。）を含み、市町村にあつては市町村立学校職員を除く。以下この条において同じ。）について、当該年度に退職する各職員に支給すべき退職手当の額又は当該退職する職員について国家公務員の退職手当の額の算定方法の例により算定した退職手当の額のいずれか少ない額を合算した額（ただし、当該地方公共団体の給料の水準が国家公務員の給料の水準を超えると認められる場合にあつては、当該合算した額から当該超える額と認められる部分に相当する額を控除した額とする。）

め当該年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債（法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）（法第五条ただし書の規定により地方債をもってその財源とすることができる経費に係るものに限る。）の額

**（退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法）**

**第二条** 法第三十三条の五の五に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、  
第一号に掲げる額から第二号に掲げる額  
を控除した額（当該額が負数となるときは、零）とする。ただし、その額が第三号に掲げる額に満たないときは、同号に掲げる額とする。

一 当該地方公共団体が退職手当を支給すべき職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項に規定する特別職に属する職員及び公営企業の職員を除くものとし、都道府県にあつては市町村立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下この号において同じ。）を含み、市町村にあつては市町村立学校職員を除く。以下この条において同じ。）について、当該年度に退職する各職員に支給すべき退職手当の額又は当該退職する職員について国家公務員の退職手当の額の算定方法の例により算定した退職手当の額のいずれか少ない額を合算した額（ただし、当該地方公共団体の給料の水準が国家公務員の給料の水準を超えると認められる場合にあつては、当該合算した額から当該超える額と認められる部分に相当する額を控除した額とする。）

二 当該地方公共団体が退職手当を支給すべき職員に対して当該年度の前年度において支払った給料の総額に相当する額

三 第一号に掲げる額のうち、地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した職員、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した職員又は定年前に退職する意思を有する職員の募集に応じ、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて退職した職員であつてそれらの者の退職により当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるものに係る額

2 | 法第三十三条の五の五に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、平成二十八年度から平成三十七年度までの各年度にあつては前項第一号の例による額から、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）とする。

一 都道府県 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 前項第二号の例による額（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校の同条第三項に規定する教職員（ロにおいて単に「教職員」という。）に係る部分に限る。）に百分の十八を乗じて得た額

ロ 前項第二号の例による額（教職員に係る部分を除く。）に百分の十七を乗じて得た額

二 市町村 前項第二号の例による額に百分の二十三を乗じて得た額

二 当該地方公共団体が退職手当を支給すべき職員に対して当該年度の前年度において支払った給料の総額に相当する額に百分の十二を乗じて得た額

三 第一号に掲げる額のうち、地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した職員、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した職員又は定年前に退職する意思を有する職員の募集に応じ、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けて退職した職員であつてそれらの者の退職により当該地方公共団体の職員の総数が将来にわたり純減すると認められるものに係る額

（新設）

3 退職手当の支給を目的とする一部事務組合又は広域連合（以下この項において「一部事務組合等」という。）に加入している地方公共団体について前二項の規定により算定した額が当該地方公共団体が当該一部事務組合等に対して当該年度に支払う負担金の額（当該年度において退職する当該地方公共団体の職員の退職手当の支払いに充てられると認められる額に限る。）を超える場合における当該地方公共団体に係る法第三十三条の五の規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、前二項の規定にかかわらず、当該負担金の額とする。

**（法第三十三条の八第二項の計画に定める事項）**

**第五条** 法第三十三条の八第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該年度以後平成三十七年度までの間における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額

二 職員の数の現況及び

将来の見通し

三 与の 適正化及び職員の福利厚生事業の見直しに関する事項

四 人件費の現況及び前二号を踏まえた人件費の将来の見通し

**（市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定**

**方法）**

**第七条** （削る）

2 退職手当の支給を目的とする一部事務組合又は広域連合（以下この項において「一部事務組合等」という。）に加入している地方公共団体について前項の規定により算定した額が当該地方公共団体が当該一部事務組合等に対して当該年度に支払う負担金の額（当該年度において退職する当該地方公共団体の職員の退職手当の支払いに充てられると認められる額に限る。）を超える場合における当該地方公共団体に係る法第三十三条の五の規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、同項の規定にかかわらず、当該負担金の額とする。

**（法第三十三条の八第二項の計画に定める事項）**

**第五条** 法第三十三条の八第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該年度以後平成二十七年までの間における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額

二 職員の数の現況及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号。次号において「行政改革推進法」という。）第五十五条第一項及び第四項の規定による職員数の厳格な管理を踏まえた職員数の将来の見通し

三 行政改革推進法第五十六条第二項の規定による手当の是正その他の給

与の一層の適正化及び職員の福利厚生事業の見直しに関する事項

四 人件費の現況及び前二号を踏まえた人件費の将来の見通し

**（市町村の廃置分合等があった場合の臨時財政対策債発行可能額等の算定**

**方法）**

**第七条** 平成二十七年における第十四条の二の規定の適用については、同

1| 平成二十八年及び平成二十九年における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2| 平成三十年から平成三十二年までの間における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

条第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当及び子ども手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

2| 平成二十八年及び平成二十九年における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。

3| 平成三十年から平成三十二年までの間における第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額」とする。